

用語解説

【い】

医薬品集積所（一次・二次）

県の要請等により、県内外から輸送される医薬品等及び支援物資（医薬関係）を受け入れ、仕分け及び管理を行う施設のこと。薬務課の判断により一次医薬品集積所を設置し、また、地域保健医療福祉調整本部ごとに二次医薬品集積所を設置する。

なお、医薬品集積所から医薬品を供給する行為は、卸行為と見なされるため、平時は許可が必要な行為である。よって、国から発出される事務連絡等（p 51 ⑥と同内容の通知）により、当該医薬品の融通行為が差し支えない旨を確認してからでなければ設置できないことに留意する。

平成30年3月9日に県が宮城県医薬品卸組合と交換した覚書により、一次医薬品集積所はバイタルネット宮城物流センターとされている。

医療救護所

市町村内の医療施設の診療能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき又は多数の医療施設の被災により十分な診療を発揮できないと市町村が判断したとき等に、市町村が設置するもの。市町村が被災・機能喪失により医療救護所の設置を決定できない場合は、地域保健医療福祉調整本部が市町村に代わって設置を決定する。設置場所は、特に被害の甚大な地域や負傷者が多数見込まれる地域等に留意して決定する。

医療救護班

医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県による要請に基づき、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チームのこと。災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく救護班の一つとなる。

医療救護班調整担当

保健医療福祉調整本部で医療救護に係る調整を行う本部員で、医療救護班の受入と配置調整を行う。地域保健医療福祉調整本部から派遣要請に係る情報を集約するとともに、支部単位で派遣先の割り振りを行う。

【き】

基幹災害拠点病院

災害拠点病院のうち、地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を果たす医療機関のこと。（災害時における医療体制の充実強化について（平成24年3月21日厚生労働省医政局長通知））宮城県では、独立行政法人国立病院機構仙台医療センターを指定している。（令和5年4月1日現在）

救護班

このマニュアルでいう救護班とは、災害発生時に必要に応じて速やかに編成・派遣され、災害のため医療の途を失った者に対して災害救助法による医療を実施するチームのこと。

緊急通行車両確認証明書

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施

するため運転中の車両に対し、都道府県知事又は公安委員会が、当該車両が災害応急対策を実施するための車両であることを確認ののちに交付する証明書のこと。緊急通行車両等事前届出済証を有している場合には、有していない者より、当該証明書交付について優先的に確認を受けることが出来る。

緊急通行車両等事前届出済証

高速道路及び幹線道路等で交通規制が実施された場合に、緊急通行が必要な車両であることの確認を優先的に受けるための事前届出がなされていることを証するため、届出に応じ公安委員会が交付する書類のこと。宮城県が申請するものとしては、宮城県との防災協定等により宮城県の活動に専用される車両であり、災害応急対策に使用する計画がある車両に関するものが該当する。

【二】

広域災害救急医療情報システム（EMIS（イーミス））

Emergency Medical Information System の略で、国の広域災害救急医療情報システムのこと。災害発生時に、被災した都道府県を超えて各医療機関の被災状況や患者受け入れ状況等の災害医療に関する情報を共有し、DMA Tを管理・運用するためのシステムである。

【三】

災害対策本部／災害対策本部地方支部／災害対策本部地域部

県が、災害が発生又は発生することが予測される場合に設置する災害対策全般を統括する本部のこと。知事を本部長として県庁2階の講堂に本部が置かれ、地方支部は地方振興事務所に、地域部は地方振興事務所地域事務所に設置される。消防機関、海上保安庁、警察及び自衛隊等と連携しながら県内における救援・救護活動の総合調整を行う。

災害医療コーディネーター

災害医療及び地域医療に知識と経験を有する医師のうちから知事が委嘱する医師のこと。被災地域内の医療ニーズを集約し、各地域が必要としている医療救護に対して、県内外からの人的・物的医療支援効果的に投入・配置するための総合調整を行う。

災害救助法

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とした法律。発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。

災害拠点病院

災害発生時において、当該病院が所在する県又は地域保健医療調整本部管内の医療救護活動の拠点となる病院のこと。災害医療を行う医療救護病院等を支援する役割も果たす。

なお、災害拠点病院には、「地域災害拠点病院」と「基幹災害拠点病院」がある。

災害時公衆衛生活動ガイドライン

大規模災害時に、初動体制を早期に確立すると共に、災害が長期化した場合には継続した公衆衛生活動を実施する必要があるため、公衆衛生活動の基本、組織体制及び被災市町村支援のための公衆衛生スタッフの派遣並びに他自治体職員の派遣要請及び受入を含めた体制整備を定めたもの。

災害処方箋

災害救助法適用下において、救護班が所持している薬剤が不足している場合等に、医療救護所等保険医療機関以外で交付され、通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋のこと。

災害対策基本法

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とした法律であり、日本の災害対策関係法律の一般法のこと。

日本での災害対策法制は、災害の予防、発災の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする災害対策基本法を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっている。

災害薬事コーディネーター（県災害薬事コーディネーター／地域災害薬事コーディネーター）

保健医療福祉調整本部／原則地域保健医療福祉調整本部において、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣についての調整を行う薬剤師のこと。

【し】

市町村災害対策本部

各市町村が、災害が発生又は発生が予測される場合に設置する本部のこと。本部は市町村長を本部長として各市町村内の事前に予定している場所に設置され、管内の消防、警察等の関係機関との連携や県の支援を受けながら、市町村内の救援・救護活動を実施する。

【た】

大規模災害時医療救護活動マニュアル

宮城県地域防災計画に定める医療救護活動について、関係機関が実施すべき基本的事項を定めたもの。地震等の大規模な自然災害により多数の疾病者が発生した場合に、発災後の初期救急段階から避難所が設置されている期間における医療救護活動について、当該マニュアルに基づいて実施する。

なお、保健・衛生活動等については、「災害公衆衛生時活動ガイドライン」及び「災害時公衆衛生活動マニュアル」がその指針となる。

【ち】

地域保健医療福祉調整本部

管内で実施されている医療救護活動に関する調整及び管内の災害拠点病院に設置されるDMA T活動拠点本部と連携するため、管内でDMA T又は医療救護班による医療救護活動が行われる間、県災害対策本部地方支部／県災害対策本部地域部に設置される支部のこと。

地域保健医療福祉連絡会議

地域保健医療福祉調整本部単位で地域内の情報共有及び協議を行うために設置され、必要に応じて地域本部長が招集する会議のこと。管内の災害拠点病院、災害医療コーディネーター、市町村、都市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び看護協会等関係機関は、地域保健医療福祉連絡会議に参画し、地域保健医療福祉調整本部の下で医療救護班の派遣調整等に協力する。

地域災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救急医療を行うための高度な医療機能、被災地からの一時的な重症

疾病者の受入機能、D M A T等の受入・派遣機能、疾病者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能を有し、県が指定した病院のこと。宮城県では、15病院を指定している。(令和5年4月1日現在)

【ひ】

避難所

災害時に生活基盤を喪失した方及び帰宅が困難となった住民が一時的に生活する場所のこと。原則として市町村が設置・運営する。

【ほ】

保健医療福祉調整本部

医療救護活動に関する総合調整及び市町村の医療救護活動の支援を行うために、県内でD M A T又は医療救護班による医療救護活動が行われる間、災害対策本部内に設置される本部のこと。

【み】

宮城県救急医療情報システム

県内の医療機関及び行政機関をインターネットで結び、各医療機関からの情報発信及び閲覧により情報共有が可能となるシステムのこと。

宮城県地域防災計画

災害対策基本法第40条に基づき、知事が宮城県防災会議に諮り、防災のために必要な予防、応急対策及び復旧について定めた計画のこと。災害の種類ごとに、地震災害対策編、風水害等災害対策編、津波災害対策編及び原子力災害対策編で構成されている。

宮城D M A T調整本部

保健医療福祉調整本部の指揮の下で、県内で活動するすべてのD M A Tを指揮・調整するために、県が保健医療福祉調整本部内に設置するD M A T本部のこと。

【も】

モバイルファーマシー

ライフライン喪失下の被災地でも散剤・水剤をはじめ各種医薬品が供給(調剤)できる車両のこと、宮城県では(一社)宮城県薬剤師会が所有している。現状、宮城県では、モバイルファーマシーは医療救護所の一部という解釈で運用しており、保険調剤は実施できない。

【や】

薬剤師チーム

避難所を中心として、服薬指導、セルフメディケーション支援及び公衆衛生活動等を実施する薬剤師により構成されるチームのこと。災害救助法が適用になった場合は、同法にも基づく救護班の一つとなる。

薬務課

保健医療福祉調整本部で県災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整を行う。

【D】

DMA T（ディーマット）

Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）の略で、災害時に被災地域へ迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門トレーニングを受けた医療チームのこと。医師1名、看護師2名、業務調整員1名を基本として編成される。

なお、本県の病院に所属するDMA Tのことを「宮城DMA T」という。

DMA T活動拠点本部

DMA T調整本部が必要に応じて災害拠点病院に設置するDMA T本部のこと。DMA Tの病院支援活動や現場活動の直接の拠点となる。

DMA T・SCU本部

航空搬送拠点内のSCU内に設置されるDMA T本部であり、宮城DMA T調整本部の指揮の下で、DMA T活動拠点本部と連携しながらSCUに参集したDMA Tの指揮・調整を行う。

【J】

JMAT（ジェイマット）

Japan Medical Association Team（日本医師会チーム）の略で、日本医師会が編成して派遣する災害医療チームのこと。医師1人、看護職員2人及び事務職員1人の計4人を基本として編成され、1チームあたりの活動期間は3日から1週間程度を原則としている。

【S】

SCU（エスシーウー）

Staging Care Unitの略で、航空搬送拠点臨時医療施設のこと。航空搬送拠点内に臨時に設置する医療施設であり、大規模災害時の航空機による広域医療搬送や地域医療搬送に際し、患者の症状の安定化及び搬送を行う救護所として、被災地域及び被災地域外の空港並びに自衛隊基地等に設置される。

災害時薬事関連業務マニュアル【第4版】

令和 3年 3月29日 初 版

令和 4年 2月10日 第2版

令和 5年 3月20日 第3版

令和 5年12月18日 第4版

発行 宮城県保健福祉部薬務課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2652 (薬事温泉班)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/>